

近江八幡市建設工事執行規則

平成22年3月21日

規則第155号

改正 平成23年8月1日

規則第31号

目次

第1章 総則(第1条 第7条)

第2章 工事の施工(第8条 第22条)

第3章 検査(第23条 第28条)

第4章 前金払及び部分払(第29条 第31条)

第5章 担保責任、損害の負担及び補償(第32条 第34条)

第6章 引渡し等(第35条 第39条)

第7章 補則(第40条 第42条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令に特別の定めがあるもののほか、市の工事の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「工事」とは建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する工事をいう。

(執行方法)

第3条 工事の執行方法は、次項及び第3項に定めるもののほか、請負とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、直営により工事を施工する。

- (1) 緊急に工事を施工する必要があるため、請負契約を締結する暇がないとき。
- (2) 請負契約を締結することができないとき。
- (3) その他特に直営を適当と認めるとき。

3 市長が特に必要と認めたときは、国、地方公共団体、公社、公団等に工事の委託をすることができる。

(契約の締結等)

第4条 請負により工事を施工しようとするときは、市長は、工事の請負契約を締結するものとし、当該契約は、建設工事請負契約書及び建設工事請負契約約款(以下「契約書」という。)により行うものとする。

- 2 市長は、請負代金が30万円未満の請負契約で、受注者が市長の求めに応じ請書を提出したものについては、契約書の作成を省略することができる。
- 3 市長は、この規則に定めるところに従い、標準となるべき建設工事請負契約約款を定めるものとする。
- 4 市長は、前項の建設工事請負契約約款を定めたときは、告示する。

(工期の始期)

第5条 市長は、工事の請負契約を締結しようとするときは、当該請負契約の締結の日から7日以内の日を工期の始期とするものとする。ただし、天災その他当該7日以内の日を工期の始期とすることができない特別の理由のあるときは、この限りでない。

(契約の保証)

第6条 市長は、工事の請負契約を締結しようとするときは、受注者に近江八幡市契約規則(平成22年近江八幡市規則第61号。以下「契約規則」という。)第29条第1項に規定する契約保証金を納付させるものとする。ただし、同条第2項に規定するもののうち次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (1) 利付国債
 - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
 - (3) 市長が确实と認める金融機関の保証
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 受注者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
 - (2) 受注者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 請負代金額が200万円未満の工事で受注者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 3 締結した契約の変更に伴い請負代金を増額する場合において、受注者が当該工事の履行をしないこととなるおそれがないと認められるときは、増加すべき額に対する契約保証金を免除することができる。ただし、変更後の請負代金額が当初請負代金額の3割以上の増加となる場合は、この限りでない。

(一括下請負の禁止等)

- 第7条 市長は、あらかじめ書面(別記様式第1号)による承諾を与えた場合を除き、受注者が請け負った工事(以下「請負工事」という。)の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の請負工事を一括して他の者に請け負わせることを認めてはならない。
- 2 市長は、受注者が請負工事を他の者に請け負わせようとする場合において、必要と認

めるときは、下請負人の名称その他必要な事項を記載した下請負人報告書を提出させるものとする。

第2章 工事の施工

(監督職員)

第8条 市長は、当該請負工事を所管する課の職員に請負工事の監督を命ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、請負工事の特殊性その他特別な理由があるときは、当該請負工事の監督を適正に行うことができると認められる職員に当該監督を命ずることができる。

3 市長から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、この規則に別に定めるもののほか、請負契約の履行について、契約書及び設計図書(以下「契約図書」という。)並びに関係書類に基づき、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 請負工事の工程を管理し、施工に立ち会うこと。
- (2) 受注者又は現場代理人に対して請負工事の施工に必要な指示若しくは承諾を与え、又は協議に応ずること。
- (3) 請負工事の施工に必要な詳細図等を作成し、若しくはこれらの図書を受注者に交付し、又は受注者が作成したこれらの図書を審査し、承諾を与えること。
- (4) 請負工事の施工状況の検査及び工事材料の試験又は検査を行うこと。
- (5) 第18条第2項に規定する支給材料及び貸与品を検査して引き渡すこと。

(現場代理人及び主任技術者等)

第9条 市長は、受注者が次の各号に掲げる者を定めたときは、受注者に現場代理人等届(別記様式第2号)を提出させるものとする。

- (1) 法第19条の2に規定する現場代理人
- (2) 法第26条第1項に規定する主任技術者
- (3) 法第26条第2項に規定する監理技術者
- (4) 法第26条の2に規定する技術者

2 前項の規定は、受注者が同項各号に掲げる者を変更した場合について準用する。

(工程表及び請負代金内訳書)

第10条 市長は、請負契約締結後7日以内に工程表(別記様式第3号)を受注者に提出させるものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、請負代金内訳書(別記様式第4号)を受注者に提出させるものとする。

(工事の着手)

第11条 市長は、受注者が請負工事に着手しようとするときは、工事着手届(別記様式第5

号)により、工事着手3日前までにその旨を届け出させるものとする。

- 2 市長は、受注者が正当な理由なく契約書に定めた工期(以下「工期」という。)の始期から相当な期間を経過しても請負工事に着手しないときは、その理由を書面(別記様式第6号)により届け出させるものとする。

(工事施工上の注意)

第12条 市長は、受注者が設計図書に従い期限内に請負工事を完成するように努めなければならない。

(設計図書の不備)

第13条 監督職員は、設計図書に明示されていない事項で請負工事の施工に関し必要なものがあるとき、又は設計図書の内容に誤謬若しくは脱漏あるときは、受注者又は現場代理人に必要な指示をしなければならない。

(設計図書と現場の状態との不一致)

第14条 監督職員は、請負工事の施工に当たって、設計図書と工事現場の状態が一致しないとき、又は地盤等について不測の状態が発見されたときは、受注者又は現場代理人に必要な指示をしなければならない。

(監督職員の立会い、見本検査等)

第15条 市長は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定した工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものでなければ使用させてはならない。

- 2 市長は、請負工事のうち、設計図書において監督職員の立会いの上施工すべきものとして指定した工事については、当該立会いを受けずに施工させてはならない。
- 3 監督職員は、受注者が第1項に規定する立会いを受けずに調合した工事材料若しくは同項に規定する見本検査に合格しない工事材料を使用し、又は前項に規定する立会いを受けずに工事を施工したときは、当該使用又は施工に係る部分を破壊して検査をすることができる。

(支給材料及び貸与品)

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、受注者に対し、工事材料を支給し、又は建設機械器具を貸与することができる。

- 2 市長は、前項の規定により支給する工事材料(以下「支給材料」という。)又は貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)を受注者に引き渡すときは、当該受注者の立会いの上、これらを監督職員に検査させて引き渡すものとする。
- 3 市長は、支給材料又は貸与品を受注者に引き渡したときは、当該受注者に受領書又は

借用書を提出させるものとする。

(火災保険等)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、受注者に対し工事目的物及び工事材料(支給材料及び貸与品を含む。)を火災保険、運送保険、その他の保険に付させ、遅滞なく当該保険に係る証券を提示させるものとする。

(工期延長の届出)

第18条 市長は、受注者が天候の不良その他受注者の責めに帰することができない理由により工期内に請負工事を完成することができないときは、工期延長変更請求書(別記様式第7号)を提出させるものとする。

(設計図書の変更、工事の一時中止等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、設計図書の内容の変更又は請負工事の全部若しくは一部の施工の一時中止を命ずることができる。

2 前項の規定により請負工事の一時中止を命じた場合において、工期を延長する必要があるときは、原則として、当該中止を命じた期間に相当する期間の範囲内で工期を延長することができる。

3 第1項の規定により設計図書の内容の変更を命じた場合において、請負代金額の変更を必要とするときは、原則として、次の算式により算出して得た額を変更後の請負代金額とする。

変更請負代金額 = (当初請負代金額 × 変更設計金額) / 当初設計金額

(物価の変動等に基づく請負代金額の変更)

第20条 市長は、工期内に賃金又は物価の変動その他予想することができない特別な事情の発生により請負代金額が不相当となったときは、請負代金額を変更することができる。

(臨機の措置)

第21条 監督職員は、災害防止等のため特に必要があるときは、受注者に対して臨機の措置をとるよう指示することができる。

2 監督職員は、受注者が緊急を要するため監督職員の指示を受ける暇がなく、やむを得ず自ら臨機の措置をとったときは、遅滞なくその旨を報告させなければならない。

3 市長は、前2項に規定する措置に要した経費のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないとして認められる経費については、市の負担とすることができる。

(工事の完了)

第22条 市長は、工事が完成したときは、受注者に工事完了届(別記様式第8号)によりその旨を届出させるものとする。

第3章 検査

(検査職員)

第23条 市長は、当該工事の監督職員以外の職員に請負工事の検査を命ずるものとする。

2 市長から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、関係法令及び契約図書等に基づき、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 請負工事を実地に契約図書と照合した数量、形状、寸法、品質等を検査すること。
- (2) 請負工事が工期内に完了されているかどうかを調査すること。
- (3) 請負工事について法令又は契約図書に違反している事実があるかどうかを調査すること。

(完了検査等)

第24条 検査職員は、請負工事が施工されている間において必要があると認めるときは、中間検査を行うものとする。

2 検査職員は、受注者から工事完了前において部分払の申出があったときは、出来形検査を行う。

3 完了検査、中間検査又は出来形検査(以下「完了検査等」という。)は、受注者又は現場代理人の立会の上行うものとする。

4 完了検査等を行うときは、あらかじめその日時を受注者に通知するものとする。

(破壊検査)

第25条 検査職員は、完了検査等のため必要があると認めるときは、当該完了検査等に必要最小限度の範囲内で工事目的物の一部を破壊して検査することができる。この場合において、検査職員は、受注者に当該破壊した部分を期限を定めて復旧させるものとする。

(書類及び物件の提示等の要求)

第26条 検査職員は、完了検査等のため必要があると認めるときは、当該請負工事を所管する課の職員、当該請負工事の監督職員その他の関係職員及び受注者又は第11条第1項各号に掲げる者に対して書類及び物件を提示させ、若しくは提出させ、又は事実の説明を求めることができる。

(検査の報告)

第27条 検査職員は、完了検査等を終えたときは、検査調書(契約規則第38条第5項による。)を作成し、関係書類を添えて7日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 検査職員は、完了検査等に際し、工事目的物に重大なかしを発見したとき、その他特に重要と認める事項があったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(手直し工事)

第28条 検査職員は、完了検査等の結果、工事目的物にかしがあると認めるときは、期限を定めて受注者に補修させ、又は改築させなければならない。

- 2 前項の補修又は改築が完了したときは、市長は、手直し工事完了届書(別記様式第9号)によりその旨を受注者に報告させるものとする。
- 3 市長は、前項の報告を受けたときは、当該補修又は改築に係る工事について、速やかに検査職員に検査を行わせるものとする。

第4章 前金払及び部分払

(前金払)

第29条 市長は、請負代金額が200万円以上の請負工事で、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係るものについては、受注者の請求により当該請負工事の請負代金額(当該工事が債務負担行為に係る請負契約である場合にあつては、当該請負代金額のうち各年度に支払うべき額)の4割を超えない範囲内において1億円を限度として前払いすることができる。ただし、工事の性質上、特に必要と認める場合は、限度額を引き上げることができる。

- 2 市長は、前項の規定により前金払をした請負工事については、当該請負工事の受注者に対し、契約金額(当該工事が債務負担行為に係る請負契約である場合にあつては、当該請負代金額のうち各年度に支払うべき額)の2割を超えない範囲内において5,000万円を限度として、既にした前金払に追加して前払いすることができる。ただし、工事の性質上、特に必要と認める場合は、限度額を引き上げることができる。
- 3 市長は、第1項及び第2項の規定により前払いしようとするときは、受注者に前金払請求書(別記様式第10号)を提出させるものとする。

(部分払)

第30条 市長は、請負代金額が200万円以上の請負工事については、受注者の請求により、1会計年度につき3回に限り部分払をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第29条第2項の規定による前金払をしたときは、部分払をすることはできない。
- 3 市長は、第1項の規定により部分払をしようとするときは、出来形検査を終えた後、受注者に請求書(別記様式第11号)を提出させるものとする。

(部分払の額)

第31条 部分払の額は、次の算式により算出して得た請負代金相当額の9割(性質上可分のものにあつては、10割)以内とする。

請負代金相当額 = 請負代金額 × 設計出来形金額 / 設計金額

- 2 前項の規定にかかわらず、第31条第1項の規定による前金払をした請負工事に係る部分払の額については、前項の規定により算出した請負代金相当額の9割(性質上可分のものにあっては、10割)に相当する額から次の算式により算出して得た前払金償還額を控除した額以内とする。

前払金償還額 = 前払金額 × 設計出来形金額 / 設計金額

第5章 担保責任、損害の負担及び補償

(担保責任)

第32条 市長は、請負工事の目的物にかしがあるときは、当該目的物の引渡しの日から1年(木造以外の建物等又は土木工作物等の建設工事に係るもののかしについては、2年)を経過するまでの間は、受注者に対し、当該かきを補修させ、又はそのかしによって生じた損害を賠償させるものとする。

- 2 前項の期間は、かしが受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときは、10年間とする。

(損害の負担及び補償)

第33条 市長は、請負工事の目的物の引渡し(第40条第1項の規定による引渡しを含む。)を受ける前に当該工事の目的物又は工事材料について生じた損害その他請負工事の施工に関して生じた損害があるときは、その損害を受注者に負担させるものとする。ただし、市長の責めに帰すべき理由により生じた損害については、この限りでない。

- 2 天災その他不可抗力等市長及び受注者の責めに帰することのできない理由により、受注者が重大な損害を受けた場合において特に必要と認められるときは、情状によりその損害の全部又は一部を市が負担することができる。

(検査等の費用負担)

第34条 市長は、第17条第3項及び第27条の規定による破壊検査を行った場合におけるその復旧に要する費用及び完了検査等を行った場合における直接その検査に要する費用を受注者に負担させるものとする。

第6章 引渡し等

(目的物の引渡し)

第35条 市長は、完了検査(完了検査に係る第30条第3項に規定する検査を含む。)に合格したときは、受注者に工事目的物引渡書(別記様式第12号)を速やかに提出させ、当該目的物の引渡しを受けるものとする。

(請負代金の支払い)

第36条 市長は、当該目的物の引渡しを受けた後、受注者から請求書(別記様式第11号)の提出があったときは、受理した日から40日以内に支払うものとする。

(履行遅延による損害金)

第37条 市長は、受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができないときは、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づき定められた率の割合で計算した額を損害金として徴収することができる。

(部分引渡し等)

第38条 市長は、請負工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分の工事が完了し、当該工事の完了検査に合格したときは、当該指定部分の引渡しを受けることができる。

2 部分引渡しに係る請負代金の額は、次の算式により算出して得た指定部分に相応する請負代金額とする。

指定部分に相応する請負代金額 = 請負代金額 × 指定部分に相応する設計金額 / 設計金額

3 前項の規定にかかわらず、第31条第1項の規定による前金払をした請負工事の部分引渡しに係る請負代金の額については、前項の規定により算出した額から次の算式により算出して得た指定部分に相応する前払金償還額を控除した額とする。

指定部分に相応する前払金償還額 = 前払金額 × 指定部分に相応する設計金額 / 設計金額

4 市長は、請負工事の目的物の引渡し(第1項の規定による引渡しを含む。)前においても、当該目的物の全部又は一部を受注者の書面による承諾を得て使用に供することができる。

(支給材料品等の返還)

第39条 市長は、工事が完成した場合、又は請負契約が解除された場合において、支給材料に残存物件があるとき、又は貸与品があるときは、受注者に直ちにその返還を命ずるものとする。

第7章 補則

(委託工事の検査等)

第40条 第21条、第22条、第25条から第30条まで、第34条及び第36条から第40条までの規定は、工事を委託した場合について準用する。

(直営工事の検査等)

第41条 第10条(第3項第5号を除く。)及び第25条の規定は、工事を直営により施工する場合について準用する。

(その他)

第42条 この規則に定めるもののほか、工事の執行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月21日から施行する。

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市建設工事執行規則(昭和 34 年近江八幡市規則第 3 号)又は安土町建設工事執行規則(平成 18 年安土町規則第 20 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日以前に公告または指名通知等を行った契約については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第7条関係)

建設工事下請負人報告書

工事番号	年度(年度)(年災) 第 号					
工事名						
工事場所				契約年月日	年 月 日	
				請負代金額	円	
発注者	下請負人	下請負人 建設業許可番号	下請負人の所在地	契約金額	工期	下請工事内容

[注]「発注者」欄には、個々の下請負契約で、発注者の立場に立つものを記載すること。

下請負金額が300万円以下の契約については、記載を省略することができる。

()工事の一部を上記のとおり下請負に付したいので報告します。

()上記工事については、下請負に付さない旨報告します。

年(年) 月 日

(契約担当者)

様

(受注者)

住 所

氏 名

別記様式第2号(第9条関係)

年 月 日

近江八幡市長 様

(受注者)

住 所

氏 名

現 場 代 理 人 等 届

次の工事について、現場代理人等を下記のとおり定めたので届けます。

契 約 番 号 年度 第 号

工 事 名

契 約 年 月 日 年 月 日

工 事 場 所 近江八幡市

請 負 金 額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 円)

履 行 期 限 着工 年 月 日

完了 年 月 日

記

区 分	氏 名	備考(資格、その他)
現 場 代 理 人		
(専任)主任技術者		
(専任)監理技術者		
専 門 技 術 者		

監理技術者資格証保有者にあつては、その資格証番号を備考欄に必ず記載するとともに、資格者証のコピーを添付すること。

別記様式第3号(第10条関係)

契約番号	第 号(年度)		工 程 表 (当初、 回変更)						契約 工期	着工 完了	年 月 日 年 月 日				
工 事 名	工 事														
工 種	種 別	区分	月		月		月		月		月		月		
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
		計画													
		実施													
		計画													
		実施													
		計画													
		実施													
		計画													
		実施													
		計画													
		実施													
		計画													
		実施													
		計画													
		実施													
		100													
		80													
		60													
		40													
		%													
		20													
上記の工程で施工するので提出します。										住所				工程管理担当者	
年 月 日										(受注者)					
近江八幡市長 様										氏名					

別記様式第5号(第11条関係)

工 事 着 手 届	
契 約 番 号	年 度 第 号
工 事 名	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 事 場 所	近江八幡市
請 負 金 額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
履 行 期 限	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日
備 考	
<p>上記のとおり着手いたしますからお届けします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 受 注 者</p> <p>近江八幡市長 様</p>	

別記様式第8号(第22条関係)

工 事 完 了 届	
契 約 番 号	年 度 第 号
工 事 名	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 事 場 所	近江八幡市
請 負 金 額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
履 行 期 限	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
施 工 年 月 日	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
備 考	
<p>上記のとおり完了いたしましたのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>近江八幡市長 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者) 住 所 氏 名</p>	

別記様式第9号(第28条関係)

手直し工事 (指示事項) 完了届書			
工事番号及び 工事名	年度(年災) 第 号		
工事場所	近江八幡市 町		
検査職員		手直し期限	
		手直し完了 年月日	年 月 日
手直し 命令 (指示) 事項	処理の状況		
<p>上記のとおり手直し工事が完了しましたからお届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>(受注者)</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>(契約担当者)</p> <p>様</p>			

前 金 払 請 求 書

金 _____ 円也

ただし

工事番号 _____ 年度 第 _____ 号

工 事 名 _____

工事場所 近江八幡市

□前 払 金
に対する _____ として請負代金額 _____ 円の _____ 割以内の額
□中間前払金

保証事業会社	
保 証 番 号	
保 証 期 限	

上記のとおり契約約款に基づき保証事業会社の保証証書添付の上請求します。

年 _____ 月 _____ 日

近江八幡市長 _____ 様

(受注者)

住 所 _____

氏 名 _____

振 込 先		口 座 番 号		預 金 種 別	普通 当座
-------------	--	------------------	--	------------------	-------

別記様式第 11 号(第 30 条、第 36 条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">請 求 書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;"> 金 円也 </p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円)</p>			
契 約 番 号		年 度 第 号	
工 事 名			
工 事 場 所		近江八幡市	
請 負 金 額		金_____円	
前 払 金 額		金_____円	
内 訳	部分払金額(第 回)		金_____円
	部分払金額(第 回)		金_____円
<p>上記の金額を工事請負契約書に基づき請求します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">(受注者) 住 所 氏 名</p> <p style="margin-top: 20px;">近江八幡市長 様</p>			
振 込 先 金 融 機 関 名			
フリガナ 口座名義			
口座番号		預金種目	普通 当座

別記様式第 12 号(第 35 条関係)

工 事 目 的 物 引 渡 書	
契 約 番 号 工 事 名	年 度 第 号
工 事 場 所	近江八幡市
請 負 金 額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
契 約 工 期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
施 工 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
備 考	
<p>完了検査に合格しましたので、上記工事の目的物を引き渡します。</p> <p>年 月 日</p> <p>近江八幡市長 様</p> <p>(受注者)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p>	